

新型コロナウイルスから 社員・家族の命と生活を守る対応を確認

申20号
申21号
申22号
団体交渉

全国の都道府県に発令された緊急事態宣言は解除された一方で、感染者数が増加に転じた地域もあるなど、新型コロナウイルスの感染はつづき、いまだ収束は見通せていません。

新潟地本は、感染のリスクを負いながらも業務に従事する社員と家族の命と生活を守るための具体的な対策を求めた申20号、申21号、申22号について、6月3日、及び4日に団体交渉を行いました。

申20号 現実機関においても妊娠中、病氣加療中で テレワークを希望する社員の申請を認めること

支社側は、妊娠中の社員は4月10日から、病氣加療中の社員は4月17日から自宅待機の取り扱いを開始したと説明しました。

より早い時期から実施した支社があったことから、判断したスピード感を問うと支社側は適切だったとの認識を示しました。

地本交渉団は、病氣加療中の社員への適用が妊娠中の社員より1週間遅れた理由を質しました。支社側は「1週間「遅れた」という認識には無いと



支社側は、テレワークはその作業が生産性向上に資するかが判断材料であり、現実機関が行う場合の承認は現場長が支社が判断することとしていて、申請すれば全て認められるというのではないと回答しました。

また、勤務箇所以外で勤務するのがテレワークで

あり、コロナウイルス対策であっても制度上の違いはないとしました。

申21号 新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまで 人事異動は必要最小限とする

支社側は、コロナとの関係で配慮する側面はあり、電力の再編に伴う異動に関して緊急事態宣言等を勘案し、実施を延期した事実もあるとしました。

その上で、例年からすれば4月1日付けの異動は少なかつたと思うが、必要ない異動は実施していくと回答しました。

交渉団は、人事異動をするなどという要求ではなく、コロナ対策での輸送確保のための兼務や、病氣や介護など家族に特情が発生したなど必要なものは行うべきだと主張しました。

一方、会社の言う「必要」とは認識が異なるという、会社側は任用というが組合側は安全や生活と

者には「自宅待機は勿体ない」という意識が言葉として出てきていることを指摘し、賃金を支払って自宅待機させるのは勿体ないという感覚なのかを質すと支社側は、休暇や年休という選択肢もある中で大きな判断であったが、賃金が勿体ないということではないとしました。

申22号 本線乗務員が業務する短時間行路の 前後のその他時間は自宅待機とすること

支社側は、細かく言えばリスクが全く無いとは言えないと認めつつも、会社として必要な異動はしなければならぬし、意識付けが上手くされずに配慮に欠く事象があれば指導していくとしました。

本線乗務員が短時間行路を乗務した後の「その他時間」について、5月以降に免除とできるようにしたものの、職場によって取り扱いや開始日が異なつた理由を質しました。

支社側は、予備者の有無や行路の内容など、各区所で実情が異なることから、「免除とすることができるとして区の判断とし、実施日も一律に指定しなかつた」としました。



夏季手当要求満額を勝ち取ろう!

職場で働く仲間たちの想いや声が続々と!

2020年度夏季手当について、中央本部は5月29日に第1回目の、6月4日には第2回目の団体交渉に臨みましました。

経営側から「要求満額を支払える経営体力はある」との考えを引き出し、全てのJR労働者の奮闘に応える回答を強く訴えました。

本部には各地から、激励や組合員の思いが届けられています。要求の満額実現にむけ、全組合員で職場



からたたかいを創り出しましょう!

◀ 新潟車両センター分会(左)、新潟新幹線運輸区分会(右)から届けた職場からの「想い」

ふたたび感染が広まった時は 迅速な対応を取ることを確認

自宅待機などの一連の対応は、極力業務に支障のない範囲で要員を確保した上で3密状態を防ぎ感染防止を図り、社員の命を守るために取り組んだものであるとして、目的について労使で認識の一致を図れました。

一方、現場では「宅予備」「在勤」など様々な言葉が飛び交い、手続きの上でも欠勤願なのか欠勤届なのか、書面を出さるか出さなかつたのかといった混乱が発生したことから交渉団は、走りながらであり責めらるものではないが、指示と整理について統一されていくかしっかりとチェック